

## 佐々町介護サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰の影響を受けた介護サービス施設等（以下「施設等」という。）の負担軽減を図ることにより、安定的なサービスの提供の継続を促進するため、予算の定めるところにより、介護サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、佐々町補助金等交付規則（平成元年佐々町規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 交付金の交付の対象は、申請時点でサービス提供を継続して行っており、かつ運営に要する経費の支払実績を有する、別表1に掲げるサービス種別の施設等を佐々町内（以下「町内」という。）に有している社会福祉法人等とする。

(交付対象経費)

第3条 交付金の交付の対象となる経費は、町内の施設等において、施設等が負担する電気代又はサービス提供のための訪問等に使用する車両の燃料代に要する経費とする。

(交付額の算定方法)

第4条 交付金は、次により算出する。算出された額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表1の分類が通所系・入所系に該当する施設等

令和3年度に施設等が負担した町内の施設等に係る電気代の実績額に物価上昇率

(18.6%)及び交付率(1/2)を乗じて得た額

(2) 別表1の分類が訪問系・相談系に該当する施設等

申請日において、交付の対象とする町内の施設等でサービス提供のために使用する車両の台数に46千円及び交付率(1/2)を乗じて得た額

ただし、申請可能な車両の台数は、当該施設等において勤務した直接処遇職員の申請日の前月分（月の初日から末日まで）の勤務実績の常勤換算後の人数（小数点以下の端数がある場合は第一位を切り上げ）を上限とする。

(交付金の交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年3月15日までに、町長に対し佐々町介護サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援交付金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の書類を添付し、提出しなければならない。

(1) 所要額計算書（様式第2号）

(2) 訪問用車両申告書（様式第3号）

(3) 誓約書（様式第4号）

(4) 施設等が負担した電気代の実績額を確認できる領収書等の写し

(交付金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、佐々町介護サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援交付金交付決定通知書兼交付金額確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(交付金の交付)

第7条 前条の規定により通知を受けた申請者は、佐々町介護サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援交付金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、申請者に対し交付金を支払うものとする。

(交付の条件)

第8条 この交付金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 交付金の交付に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を交付の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から5年間保管しておくなければならない。
- (2) 交付金の交付対象となった施設等を廃止又は休止する場合には、あらかじめ町に報告しなければならない。

(交付の決定の除外)

第9条 交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、交付の決定を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他町長が認めるもの

(交付金の交付決定の取消し)

第10条 町長は、交付事業者が前条各号のいずれかに該当することが判明し、交付金を他の用途へ使用し、その他交付に関して交付金の交付の決定内容又はこれに附した条件その他法令等又はこれに基づく町長の処分違反したときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、交付事業者が、交付金の他の用途への使用をし、その他交付事業に関して法令等に違反したときは、交付事業者に対し、当該交

付金に係る交付金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、交付すべき交付金の確定があった後においても適用があるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、効力を失う。ただし、この要綱の失効の際、現に交付金の交付を受けた施設等については、第

8条の規定は、なおその効力を有する。

別表1 (第2条関係)

介護サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援事業における分類

区分	分類	サービス種別
介護サービス施設等	通所系・入所系	介護老人福祉施設
		介護老人保健施設
		認知症対応型共同生活介護
		特定施設入居者生活介護
		短期入所生活介護
		短期入所療養介護
		通所介護
		通所リハビリテーション
		小規模多機能型居宅介護
		地域密着型通所介護
		訪問系・相談系
	訪問看護	
	訪問リハビリテーション	
	福祉用具貸与	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
	居宅介護支援	